社会福祉法人 ちどり福祉会

指定小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホームのどか 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号:福岡市 第4090800121号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業所経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人 ちどり福祉会

(2) 法人所在地 福岡市東区八田1丁目4番15号

(3) 電話番号 092-691-5089

(4) 代表者氏名 理事長 熊谷 芳夫

(5) 設立年月日 平成14年7月10日

2. 事業所の目的及び運営の方針

- (1)利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供することを目的とします。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場 に立ったサービスの提供を行うものとします。サービスの提供に当たっては、地域との結びつき を重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
 - (3) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
 - (4) 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の 2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努 めます。

3. 利用対象者

以下の要件全てに該当する方が利用できます。

- ①福岡市内に居住している。
- ②福岡市内の介護保険被保険者である。
- ③介護認定の結果「要介護」と認定された方である。

4. 通常の事業の実施地域

福岡市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する生活圏域とする。 (福岡市東区箱崎一丁目〜七丁目、箱崎ふ頭一丁目〜六丁目、貝塚団地全域、馬出一丁目〜六丁目、 東浜一丁目〜二丁目)

5. 営業日及び営業時間等

- (1) 営業日 毎日営業する(休業日は設けない)。
- (2) 営業時間 午前9時~午後6時
- (3) サービス提供基本時間

ア サービス利用調整 午前9時~午後6時

イ 通いサービス 午前10時~午後4時30分

- ウ 宿泊サービス 午後4時30分~午前10時
- エ 訪問サービス 24時間

6. 利用定員

- (1) 登録定員は26名とする。
- (2) 1日の通いサービスの利用定員は16名とする。
- (3) 1日の宿泊サービスの利用定員は7名とする。

7. 職員の職種・員数および職務内容

事業所に次の職員をおきます。

- (1) 管理者(常勤・介護支援専門員と兼務可) 1名
- (2)介護支援専門員(常勤・管理者と兼務可) 1名
- (3)看護職員(常勤・非常勤 1名
- (4)介護職員(常勤・非常勤) 6名以上

前項に定めるもののほか、必要に応じてその他職員をおくこととします。

前条に定める職種の職務内容は次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定めます。

(1) 管理者

理事会の決定する方針に従い、事業所の運営管理を統括すること。

(2) 介護支援専門員

利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関すること。

(3) 看護職員

利用者の健康管理、保健衛生に関すること。

(4) 介護職員

利用者の通い・宿泊・訪問サービス提供に関すること。

8. 提供するサービスの内容

- (1) サービス利用調整
 - ①利用申込みの受付を行います。
 - ②利用者の生活・介護状態を把握します。
 - ③介護保険サービスや保健・医療・福祉サービス、地域資源等との連携・調整を行います。
 - ④居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成と説明、交付を行います。
 - ⑤サービス担当者会議を開催します。
 - ※介護支援専門員は、②の状況を把握した上で、その他の利用者の状況や事業所全体の状況等を 勘案し、調整を図ります。
- (2) 通いサービス
 - ①移動、排泄、着脱介助等、必要な介助を行います。
 - ②体温、脈拍、血圧等の健康チェックを行います。
 - ③必要に応じて、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
 - ④状態に応じて、安全で快適な入浴介助を行います。
 - ⑤昼食を提供し、状態に合わせた必要な介助を行います。
 - ⑥季節や状態に応じて、室内・室外・外出での活動を行います。活動内容はレクリェーション的なものに限らず、生活に密着した内容を中心とします。
 - ※提供時間内での通いサービスの利用を原則とします。
 - ※提供時間外に及ぶ滞在については個別の必要性により検討します。
- (3) 宿泊サービス

利用者の状態、家族の事情に合わせて、宿泊サービスを提供します。

- ①移動、排泄、着脱介助等、必要な介助を行います。
- ②通常の状態との変化を確認し、必要に応じて体温、脈拍、血圧等の健康チェックを行います。
- ③必要に応じて、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
- ④滞在期間や送迎時間に合わせて、朝食・夕食を提供し、状態に合わせた必要な介助を行います。
- ※通いサービスの延長としての宿泊も可能です。
- ※宿泊可能な日数は、部屋の空き状況や個別事情に合わせて検討します。

(4) 訪問サービス

利用者の状態や必要性に合わせて定期又は随時に訪問し、ご自宅での日常生活上必要な援助を行います。

※訪問・滞在時間は、必要に応じて調整します。電話や訪問での安否確認についても対応可能です。

9. 利用料等

利用料の詳細については、別表をご覧下さい。

10. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更、追加することができます。この場合は原則として、実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。ただし、事業所の 稼動状況によりご希望に添えない場合、他の利用可能な日時を提示して協議します。
- (2)介護保険適用額(自己負担分)は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用等を変更した場合も変更されません。
- (3) 月の途中で契約を解除したり、または月の途中で登録した場合、介護保険適用額(自己負担分) は日割り計算で請求します。

11. 契約の終了

- (1)利用者は事業所に対して、7日以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- (2) 事業所は以下の事由が生じた場合、利用者に対して、30日以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- ①利用者及び連帯保証人が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意 にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさ せた場合
- ②利用者が病院等に入院し、明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後2ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ③利用者及び連帯保証人によるサービス利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらずこ れが支払われない場合
- ④利用者及び連帯保証人が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用 者等の生命および身体などを傷つけ、又は著しい不信行為を行うことになどによって、本契約を継 続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (3) 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、この契約を解除することができます。
- (4) 次の事由が生じた場合、自動的に契約が終了します。
- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が要支援状態もしくは自立(非該当)と判定された場合
- ③事業所が解散命令を受けた場合、又は破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退をした場合

上記各号による契約の終了がない場合、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

12. 非常災害対策

事業所は、非常災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

13. 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護

- の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて務継続計画の変更を行います。

14. 緊急時等の対応

事業所は、サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、あらかじめ確認した緊急連絡 先及び利用者の主治医もしくは協力医療機関への報告、連絡、相談を行います。また、状況に応じて、 救急隊への依頼又は緊急受診を行います。

原則として家族に付き添い等をお願いすることになります。

15. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、サービス提供中に事故等発生の場合、利用者の安全確保を最優先すると共に、速やかにご家族及び市町村に連絡することとします。また、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

16. 身体拘束等の廃止

事業所は人権擁護の観点から、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為の廃止を方針としています。ただし、利用者又は他の利用者に生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、 適正な手続きにより行う場合があります。

17. 苦情処理の体制

- (1)事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しています。
- (2) 事業所は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは 提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3)事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (4) 事業所は、苦情解決委員会を設置し、苦情に関して迅速かつ適切に対応していきます。

《苦情解決委員会体制》

役職等	氏名	連絡先
苦情解決責任者	兒島 伸	092-651-5528
苦情解決委員・管理者・介護支援専門員	山下 裕美	092-051-5528
第三者委員・地域代表	山下 久子	092-641-8023
第三者委員・地域代表	中村 秀樹	092-662-0933
第三者委員・地域代表	松浦 秀典	092-672-3718
第三者委員・弁護士	池永 真由美	092-642-8521

苦情の内容、利用者の意向等で施設において解決できない場合には、第三者委員と協議して利用者の立場に立って適切な対応を推進します。

(行政機関その他苦情受付機関)

福岡市東区役所	福岡市東区箱崎2丁目54番1号
福祉・介護保険課	電話645-1069 FAX631-5025
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	受付時間 9:00~17:00

福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町 1 3 番 4 7 号 電話 642-7859 FAX 642-7856 受付時間 9:00~17:00
福岡県運営適正化委員会	春日市原町3丁目1番地7 電話 915-3511 FAX 584-3790 受付時間 9:00~17:00

18. 高齢者虐待防止の体制

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所は、高齢者虐待の防止に資するよう、職員への研修を年1回以上実施するものとします。
- (4) 事業所は、入所者および家族等から受け付けた虐待(疑いを含む)に関する相談等に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、必要な調査等を行います。
- (5) 事業所は、調査等の結果虐待の事実が判明した場合、 速やかに市町村等へ連絡した上で、事故報告を行うもの とします。
- (6) 施設は、虐待の事実がなかった場合でも、不適切なケアや誤解を招くような対応等があった場合は、サービスの質の向上のため、速やかにサービスの提供体制等の見直しを行うものとします。

(在宅における虐待に関する行政の相談窓口)

福岡市東区箱崎2丁目54番27号

福岡市東区役所 地域保健福祉課 (権利擁護担当)

電話:092-645-1087

19. 協力医療機関

(1) 協力医療機関

(名称) 千鳥橋病院附属千代診療所

(所在地) 福岡市博多区千代5丁目11番38号

(名称) 千鳥橋病院

(所在地) 福岡市博多区千代5丁目18番1号

(2) 協力歯科医療機関

(名称) 千鳥橋病院附属歯科診療所

(所在地) 福岡市東区馬出4丁目8番21号

20. 運営推進会議の設置

当事業所では、サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、併設の地域密着型介護老人福祉施設と共同して、運営推進会議を設置しています。

(1) 構成員

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、福岡市東第8地域包括支援センターの職員、当該事業について知見を有する者等

(2) 開催

隔月に開催します。

(3) 会議議事録

会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

- 21. サービス利用にあたっての留意事項
 - (1) 当事業所の介護支援専門員から、以下の書類の確認や複写を依頼することがありますので、ご協力下さい。
 - ①介護保険被保険者証
 - ②健康保険証等
 - (2) 身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出て下さい。
 - (3) 雪や台風の天候不良時は、利用者・家族と相談の上、サービス内容を変更させていただく場合があります。
 - (4) 当事業所では、ボランティア及び専門職の養成のために、ボランティア及び実習・研修生の受け入れを積極的に行います。サービスの提供にあたり、実習生等が職員に同行する場合がありますので、ご協力下さい。なお、ボランティア及び実習生等の受け入れに際しては、利用者の個人情報の取り扱いについて留意します。
 - (5) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めて下さい。
 - (6) 事業所及び宿泊室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のためにご協力下さい。
 - (7)建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うよう努めて下さい。
 - (8) 火災防止上、次の点については特に注意を払い、火災防止にご協力下さい。
 - ア 喫煙は、所定の場所でお願いします。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内にもちこまないことにご協力下さい。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡して下さい。
 - (9) 持参する荷物は紛失を防止するために氏名を明記して下さい。また、必要以上の荷物はもちこまないで下さい。
 - (10) 原則として金銭はもちこまないで下さい。もちこんだ場合は自己管理とします。事業所では責任を負うことができません。
 - (11) 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はしないこととします。
 - (12) 利用者及び利用者の家族等は、下記の禁止行為を行わないようお願いします。
 - ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - 例:コップを投げつける/蹴る/唾を吐く
 - ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - 例:大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
 - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント (意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
 - 例:必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする
 - (13) 無断で担当職員の写真、動画を撮影することや、会話等を録音することはご遠慮ください。

22. その他運営に関する重要事項

(掲示)

事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情を処理するために講ずる措置の概要を掲示するほか、ウェブサイトに掲載・公表します。

(秘密保持等)

- (1)事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。このことは、退職者についても同様であるものとします。
- (2) 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずることとします。
- (3)事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ることとします。関係事業者に情報を提供する場合も同様とします。

(個人情報保護)

事業所は、個人情報を取り扱うにあたってはその利用目的を明らかにし、あらかじめ利用者から

の同意を得るものとします。ただし、法令に基づく場合や生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合は例外とします。

(地域との連携)

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

(利用者に関する市町村への通知)

事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を 市町村に通知するものとします。

- (1) 正当な理由なしに提供するサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(健康管理、衛生管理、感染症対策)

- (1) 事業所の看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な 措置を採ります。
- (2) 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (3) 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の必要な措置を採ります。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6 月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備します。
 - ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(記録の保存)

事業所は、指定小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(記録開示)

利用者は、当事業所に有する利用記録の全部または一部を閲覧し、あるいは、その写しの交付を求めることができます。開示を希望する場合は、申込用紙に記入し事業所までご提出下さい。なお、開示請求ができるのは以下の方です。

- 一 利用者本人
- 二 利用者より委託を受けた者

開示の決定については、管理会にて検討させて頂きます。

【別表】

基本利用料金(1ヶ月あたり)

介護度区分	利用者負担額 (1割負担の方)	利用者負担額 (2割負担の方)	利用者負担額 (3割負担の方)
要介護1	11,034円	22,067円	33,100円
要介護 2	16,216円	32,431円	48,646円
要介護 3	23,589円	47,178円	70,767円
要介護4	26,035円	52,069円	78,103円
要介護 5	28,706円	57,411円	86,117円

加算利用料金(1)

項目	利用者負担額 (1割負担の方)	利用者負担額 (2割負担の方)	利用者負担額 (3割負担の方)	備考
サービス提供体制 強化加算(I)	7 9 2円/月	1,583円/月	2,374円/月	全員
看護職員配置加算 (Ⅱ)	7 3 9円/月	1,477円/月	2,216円/月	全員
訪問体制強化加算	1,055円/月	2,110円/月	3,165円/月	全員
総合マネジメント 体制強化加算(I)	1,266円/月	2,532円/月	3,798円/月	全員
初期加算	3 2円/日	6 4円/日	95円/日	登録日から30日以 内及び30日を超え る病院又は診療所 への入院後に利用 再開した場合
認知症加算(Ⅲ)	802円/月	1,604円/月	2,406円/月	認知所高齢者の日 常生活自立度のラ ンクⅢ、Ⅳ、M に 該当する方
認知症加算(IV)	486円/月	971円/月	1,456円/月	要介護2かつ認知 症高齢者の日常生 活自立度ランク II に該当する方
科学的介護推進 体制加算	43円/月	85円/月	127円/月	全員
介護職員等処遇改善加算(I)		料金の 14.9%に相当する金額		

(注 1) 介護職員等処遇改善加算は2024年6月からの算定となります(5月までは従前の介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算が算定されます。

(注 2) 職員体制等により下記の加算を算定する可能性があります。重要事項説明書にて説明し、同意を得るものとします。

加算利用料金(2)

項目	利用者負担額 (1割負担の方)	利用者負担額 (2割負担の方)	利用者負担額 (3割負担の方)	
若年性利用者受入加算	844円/月	1,688円/月	2,532円/月	
生活機能向上連携加算 I	106円/月	211円/月	3 1 7 円/月	
生活機能向上連携加算Ⅱ	211円/月	422円/月	633円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算	22円/6カ月	43円/6カ月	64円/6カ月	
看護職員配置加算(I)	950円/月	1,899円/月	2,849円/月	
看護職員配置加算(Ⅲ)	507円/月	1,013円/月	1,520円/月	
生産性向上推進体制加算(I)	106円/月	211円/月	3 1 7 円/月	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円/月	2 1 円/月	3 2 円/月	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	844円/月	1,688円/月	2,532円/月	
認知症加算(I)	971円/月	1,942円/月	2,912円/月	
認知症加算(Ⅱ)	939円/月	1,878円/月	2,817円/月	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	676円/月	1,351円/月	2,026円/月	
サービス提供体制強化加算(III)	370円/月	739円/月	1,108円/月	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	料金の 14.6%に相当する金額			
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	料金の13.4%に相当する金額			
介護職員等処遇改善加算(IV)	料金の 10.6%に相当する金額			

食費・宿泊費・その他の費用

項目		料金(実費)	備考
	朝食	4 3 0 円/食	
食費	昼食	5 3 0 円/食	
	夕食	5 3 0 円/食	
宿泊費	曹	2,500円/泊	
リネン費		50円/泊	
洗濯代		300円/回	
通常の事業の実施 地域を越えた場合の送迎・訪問費		100円/片道	越えた地点より 5キロ未満
		100円/片道	以降5キロごと
オムツ代		実費	種類により料金は異なります
クラブ活動材料費		実費	

<重要事項説明付属文書>

【身体拘束の廃止について】

①ご利用者、ご家族の皆様へ

当事業所は、ご利用者の精神的・肉体的苦痛や悪化をもたらす身体拘束を廃止しております。しかし、以下の三つの要件に該当し、やむを得ない場合、ご家族の許可を得て実施させて頂くことがあります。

〈身体拘束の三つの要件〉

- ◆切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身 体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ◆ 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替す る介護方法がないこと
- ◆一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記の場合、身体拘束廃止委員会で十分検討することとします。また、ご家族にもカンファレンスへの出席や、説明と同意を頂くことがございます。

②身体拘束がなぜ悪いか

▲身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫 部位の褥そうの発生などの外的弊害
- ・食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの 内的弊害
- ・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

▲精神的弊害

- ・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症 の進行やせん妄の頻発
- 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

▲社会的弊害

- ・看護、介護職員自身の士気の低下を招くこと。 また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・生活の質を低下させるだけでなく、さらなる医療的処置 を生じさせ、経済的にも影響をもたらします。

【利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等】

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み			あり
第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

重要事項説明同意書

指定小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、利用者に対し、契約書および本書面にもとづいて重要事項を説明しました。

事業所名

社会福祉法人 ちどり福祉会 指定小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホームのどか

担当者名

私は契約書および本書面に基づいて事業者から指定小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け、その提供に同意しました。

利用者名

身元引受人名

関係()

※この重要事項説明書は、2006年厚生省令第34号第71条の規定に基づき、利用者または、その家族への重要事項説明のために作成したものです。